

不利益処分 of 処分基準

処 分 基 準	処 分 の 内 容	敷地分割事業の促進措置命令
	根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第213条第2項
	所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課住宅係
	処 分 基 準	未設定（前例事務処理がないため）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
処 分 基 準	設 定 等 年 月 日	令和4年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）